



《会計・税務の知識》繰延消費税額等の計算

はじめに

平成23年度税制改正により、平成24年4月1日以後開始課税期間から、課税売上割合が95%未満の場合だけでなく、95%以上であっても課税期間の課税売上が5億円を超える場合には、支払った消費税の一部を控除対象外消費税額等として認識することになりました(消費税法第30条)。控除対象外消費税額等とは、消費税の納税義務者が財・サービスの購入時に支払った消費税のうち、売上時に預かった消費税から差引くことのできない金額を指します。これにより納付する消費税額は従来に比べて増加しますが、控除対象外消費税額等は法人税法上の損金とすることができ、法人税額を抑えられます。

1. 法人税法上の損金算入額

法人税法施行令第139条の4の規定により、控除対象外消費税額等は法人税の計算上、次の各項目の金額が損金の額に算入されます。

	対象となる控除対象外消費税額等	損金算入の要件、損金算入額
①	課税売上割合が80%以上である事業年度に生じた控除対象外消費税額等	その事業年度に損金経理した場合、その損金経理した金額
②	①以外の事業年度に生じた以下の各控除対象外消費税額 a) 棚卸資産に係るものの合計額 b) 資産に係るものの金額が20万円未満であるものの合計額	その事業年度に損金経理した場合、その損金経理した金額
③	①②で損金経理しなかった金額及び①②以外の資産に係る控除対象外消費税額等	次の算式により計算した金額で損金経理した金額 a) 控除対象外消費税額等が生じた事業年度 控除対象外消費税額等×当期の月数/60×1/2 b) a)の翌事業年度以後の事業年度 控除対象外消費税額等×当期の月数/60

2. 法人税申告書別表十六(十)の作成

消費税等の経理処理について税抜経理方式を採用している場合で、法人税法施行令第139条の4の規定の適用を受けて控除対象外消費税額等を法人税の計算上損金に算入する場合には、法人税申告書の別表十六(十)を作成します。今回は課税売上割合が80%以上である場合の別表十六(十)の下段「当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細」の記載例を紹介します。

(例)・課税売上9億円(消費税額4,500万円)/非課税売上3,750万円/課税売上割合96%

・課税仕入：商品仕入6億円(消費税額3,000万円)/販管費1億円(消費税額500万円)

車両運搬具(1台)200万円(消費税額10万円)

・消費税仕入税額控除は一括比例配分方式により行う

・控除対象外消費税額140万4千円((3,000万円+500万円+10万円)×4%)は全額損金経理している

課税標準額に対する消費税額等(税抜経理分)	9	円 45,000,000	(12)のうち当期損金算入額	14	円 1,204,000	
課税仕入れ等の税額等(税抜経理分)	10	35,100,000	同 上 の う ち	(13)の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15	1,204,000
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11	1,404,000		資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16	
同上の額のうち資産に係るものの金額(資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12	1,204,000		資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	17	
当期の消費税の課税売上割合	13	96%	当期の繰延消費税額等 ((12)-(15))又は((12)-(16)-(17))	18	0	

※「12」の金額：(商品仕入の消費税額3,000万円+車両運搬具の消費税額10万円)×4%

結び 紙面の都合上、限られたケースのご紹介となりましたが、その他のケースにつきましてはお気軽にお問合せ頂ければと思います。(担当：山田(章))